

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 平成19年4月1日規則第55号 改正 平成21年9月30日規則第80号 (中略) 令和7年3月31日規則第66号 <u>令和7年11月28日規則第125号</u> 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 目次から第10条 現行のとおり (整備基準及び集合住宅整備基準) 第11条 第1項から第5項 現行のとおり 6 特定公共的施設（建築物に限る。）又は集合住宅の改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定公共的施設又は集合住宅にする場合に限る。）をいう。以下この項、第13条第1項第1号及び第14条において同じ。）をする場合（条例第14条（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う場合に限る。）の別表第2から別表第13までの規定の適用は、次に掲げる部分（第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限るものとする。 (1) 当該改修に係る部分 (2) 道等（道又は公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。）から前号に掲げる部分にある利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この条において同じ。）、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等</p>	<p>○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 平成19年4月1日規則第55号 改正 平成21年9月30日規則第80号 (中略) 令和7年3月31日規則第66号 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 目次から第10条 略 (整備基準及び集合住宅整備基準) 第11条 第1項から第5項 略 6 特定公共的施設（建築物に限る。）又は集合住宅の改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定公共的施設又は集合住宅にする場合に限る。）をいう。以下この項、第13条第1項第1号及び第14条において同じ。）をする場合（条例第14条（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う場合に限る。）の別表第2から別表第13までの規定の適用は、次に掲げる部分（第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限るものとする。 (1) 当該改修に係る部分 (2) 道等（道又は公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。）から前号に掲げる部分にある利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この条において同じ。）、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等</p>

改正後	改正前
<p>に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3の15の項において同じ。）であって、その用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のものにおける車椅子使用者用客室（車椅子使用者（車椅子を利用している者をいう。以下同じ。）が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路 <u>（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席及び客席がある場合にあっては、それらの出入口と車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、別表第2の18の項（1）イ及び別表第3の16の項（1）イに掲げる基準に適合する場所をいう。以下同じ。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。）</u> を構成する出入口、廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>	<p>に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3の15の項において同じ。）であって、その用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のものにおける車椅子使用者用客室（車椅子使用者（車椅子を利用している者をいう。以下同じ。）が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路を構成する出入口、廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>
<p>（3）不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>	<p>（3）不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p>
<p>（4）第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができる便房をいう。以下同じ。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路 <u>（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席及び客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</u> を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>	<p>（4）第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができる便房をいう。以下同じ。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>
<p>（5）不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障</p>	<p>（5）不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障</p>

改正後	改正前																		
<p>害者等が利用する駐車場</p> <p>(6) 車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの経路 <u>（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席及び客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）</u> を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>	<p>害者等が利用する駐車場</p> <p>(6) 車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>																		
<p>第11条第7項から第23条 現行のとおり</p> <p><u>附 則（令和7年11月28日規則第125号）</u></p> <p>1 この規則は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。</p>	<p>第11条第7項から第23条 略</p> <p><u>（新設）</u></p>																		
<p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p>1 建築物 現行のとおり</p> <p>2 小規模建築物 現行のとおり</p> <p>3 道路</p>	<p>別表第1（第3条、第4条関係）</p> <p>1 建築物 略</p> <p>2 小規模建築物 略</p> <p>3 道路</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>公共的施設</th> <th>特定公共的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>(1)～(2)現行のとおり</td> <td>道路の区分に該当する公共的施設の全て</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 世田谷区公共物管</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	公共的施設	特定公共的施設	道路	(1)～(2)現行のとおり	道路の区分に該当する公共的施設の全て		(3) 世田谷区公共物管		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>公共的施設</th> <th>特定公共的施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>(1)～(2)略</td> <td>道路の区分に該当する公共的施設の全て</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 世田谷区公共物管</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	公共的施設	特定公共的施設	道路	(1)～(2)略	道路の区分に該当する公共的施設の全て		(3) 世田谷区公共物管	
区分	公共的施設	特定公共的施設																	
道路	(1)～(2)現行のとおり	道路の区分に該当する公共的施設の全て																	
	(3) 世田谷区公共物管																		
区分	公共的施設	特定公共的施設																	
道路	(1)～(2)略	道路の区分に該当する公共的施設の全て																	
	(3) 世田谷区公共物管																		

改正後		改正前	
	<p>理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）<u>第2条第1号に規定する道路又は同条第2号若しくは第3号に規定する水路を使用した通路で、不特定かつ多数の者が利用するもの（世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）別表第1の4の部に規定する緑道を除く。）</u> (4) 現行のとおり</p>		<p>理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）<u>第2条第2号又は第3号に規定する水路を使用した通路で、不特定かつ多数の者が利用するもの（世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）別表第1の4の部に規定する緑道を除く。）</u> (4) 略</p>

3の2 特定道路 現行のとおり

4 公園 現行のとおり

5 公共交通施設 現行のとおり

6 路外駐車場 現行のとおり

備考 現行のとおり

別表第2 建築物に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をい</p>

3の2 特定道路 略

4 公園 略

5 公共交通施設 略

6 路外駐車場 略

備考 略

別表第2 建築物に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をい</p>

改正後	改正前
<p>う。以下この表において同じ。) を設ける場合における道等から当該利用居室等までの経路 (当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、<u>車椅子使用者用経路</u>を含む。)</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房 (17の項に規定する車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。) を設ける場合における利用居室等 (当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。) から当該車椅子使用者用便房までの経路 (当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 (当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</p>	<p>う。以下この表において同じ。) を設ける場合における道等から当該利用居室等までの経路 (当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、<u>それらの出入口と車椅子使用者部分 (車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。)</u>との間の経路 (以下「<u>車椅子使用者用経路</u>」という。) を含む。)</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房 (17の項に規定する車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。) を設ける場合における利用居室等 (当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。) から当該車椅子使用者用便房までの経路 (当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 (当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)</p>

改正後		改正前	
	<p>エ 建築物が公用歩廊である場合における その一方の側の道等から当該公用歩廊を 通過し、その他方の側の道等までの経路(当 該公用歩廊又はその敷地にある部分に限 る。)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を 設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベー ターその他の昇降機を併設する場合は、この 限りでない。</p>		<p>エ 建築物が公用歩廊である場合における その一方の側の道等から当該公用歩廊を 通過し、その他方の側の道等までの経路(当 該公用歩廊又はその敷地にある部分に限 る。)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を 設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベー ターその他の昇降機を併設する場合は、この 限りでない。</p>
2 出入口	現行のとおり	2 出入口	略
3 廊下等	現行のとおり	3 廊下等	略
4 階段	現行のとおり	4 階段	略
5 階段に代 わり、又はこ れに併設す る傾斜路	現行のとおり	5 階段に代 わり、又はこ れに併設す る傾斜路	略
6 エレベー ター及びそ の乗降ロビ ー	現行のとおり	6 エレベー ター及びそ の乗降ロビ ー	略
7 特殊な構 造又は使用 形態のエレ ベーターそ の他の昇降 機	現行のとおり	7 特殊な構 造又は使用 形態のエレ ベーターそ の他の昇降 機	略
8 便所	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は 主として高齢者、障害者等が利用する便所は	8 便所	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は 主として高齢者、障害者等が利用する便所を

改正後		改正前	
	<p><u>次に掲げるものとすること。</u></p> <p><u>ア 次に掲げる建築物における不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</u></p> <p><u>（ア） 病院又は診療所（入院施設のあるものに限る。）</u></p> <p><u>（イ） 診療所（入院施設のないものに限る。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>（ウ） 助産所、施術所又は 薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>（エ） 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</u></p> <p><u>（オ） 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設</u></p> <p><u>（カ） 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設</u></p> <p><u>（キ） 学校その他これらに類する施設</u></p> <p><u>（ク） 車両の停留所又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</u></p>		<p><u>設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けないこととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>(ケ) <u>自動車の停車のための施設又は自動車の停留のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）のうち床面積の合計が500平方メートル以上のもの</u></p> <p>(コ) <u>自動車修理工場又は自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上ものの</u></p> <p>(サ) <u>自動車教習所のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p>(シ) <u>給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p>(ス) <u>公衆便所</u></p> <p>(セ) <u>区民会館、区民センター又は区立地区会館</u></p> <p>(ゾ) <u>公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設</u></p> <p>(タ) <u>集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p>(チ) <u>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p>(ツ) <u>卸売市場のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u></p> <p>(テ) <u>飲食店のうち床面積の合計が200平方</u></p>	

改正後		改正前	
	<p><u>メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ト) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ナ) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ニ) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ヌ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ネ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設</u></p> <p><u>(ノ) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ハ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ヒ) 料理店のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(フ) キャバレー、ナイトクラブ又はダン</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>スホールのうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ヘ) 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ホ) 事務所（他の施設に附属するものを除く。）のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(マ) 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ミ) 公共用歩廊のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ム) 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(メ) 複合施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとすること。</u></p> <p><u>(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</u></p> <p><u>(イ) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>障害者等が利用する部分の床面積が著しく</u> <u>小さい階、不特定若しくは多数の者又は高</u> <u>齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他</u> <u>の建築物の管理運営上不特定若しくは多数</u> <u>の者が利用し、又は主として高齢者、障害</u> <u>者等が利用する便所を設けないことがやむ</u> <u>を得ないと認められる階</u></p> <p><u>ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は</u> <u>主として高齢者、障害者等が利用する便所</u> <u>の配置基準は、特定の階に偏ることなく設</u> <u>けることその他の不特定若しくは多数の者</u> <u>又は高齢者、障害者等が利用する上で支障</u> <u>がない位置に設けること。</u></p> <p><u>エ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は</u> <u>主として高齢者、障害者等が利用する便所</u> <u>は、出入口及び床面に段差を設けないこと</u> <u>とし、並びに床面は、粗面とし、又は滑り</u> <u>にくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>(2) 前号の規定により同号に規定する便所を</u> <u>設ける階(以下この項において「便所設置階」</u> <u>という。)においては、当該便所のうち1以</u> <u>上(次に掲げるアの場合にあっては、アに定</u> <u>める数以上)に、車椅子使用者用便房を1以</u> <u>上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女</u> <u>子用の区別を設ける場合にあっては、それぞ</u> <u>れ1以上)設けること。ただし、車椅子使用</u> <u>者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障</u> <u>がないものとして次に掲げるイの場合は、こ</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>の限りでない。</u></p> <p><u>ア 当該階の床面積が10,000平方メートルを 超える場合にあっては、当該床面積の区分 に応じ、次の（ア）又は（イ）に定める数。 ただし、当該数が便所設置階に設ける前号 に規定する便所（車椅子使用者用便房のみ を設けるものを除く。）の数を超える場合 にあっては、当該便所の数とすること。</u></p> <p><u>（ア）便所設置階の床面積が10,000平方メー トルを超える場合 40,000平方メートル以下の場 合 2</u></p> <p><u>（イ）便所設置階の床面積が40,000平方メー トルを超える場合 当該床面積に相当する 数に20,000分の1を乗じて得た数（その数 に1未満の端数があるときは、その端数を 切り上げた数）</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利 用する上で支障がないものは、次のいずれ かに該当するものとすること。</u></p> <p><u>（ア）便所設置階が直接地上へ通ずる出入口 のある階であり、かつ、車椅子使用者用便 房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男 子用及び女子用の区別を設ける場合にあつ ては、それぞれ1以上）設ける施設が同一 敷地内の当該出入口に近接する位置にある 場合</u></p> <p><u>（イ）便所設置階の前号に規定する便所に設 けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>部を、当該便所設置階以外の便所設置階の同号に規定する便所に設ける場合</u></p> <p><u>(ウ) 次のA又はBに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該A又はBに定める場合</u></p> <p><u>A 男子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階 同号に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</u></p> <p><u>B 女子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階 同号に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</u></p> <p><u>(エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける前号に規定する便所のみを設けるものを除</u></p>		

改正後		改正前	
	<p>く。) の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数) にこの号本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数をえた数 (イ (ア) に規定する施設がイ (ア) に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房) の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房 (男子用の前号 に規定する便所及び女子用の同号に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。) に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房) を設ける場合</p> <p>ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとすること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(エ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び</p>		

改正後		改正前	
<p><u>機能を表示すること。</u></p> <p><u>(3) 前号に定めるものほか、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること。</u></p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造等の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく、かつ、利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口</p>		<p><u>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること。</u></p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造等の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく、かつ、利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口</p>	

改正後		改正前	
<p>には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(4) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p> <p>(5) <u>第2号又は第3号</u>の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。</p> <p>(6) <u>第2号又は第3号</u>の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた小便器の1以</p>		<p>には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(3) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p> <p>(4) <u>第1号</u>の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。</p> <p>(5) <u>第1号</u>の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた小便器の1以</p>	

改正後		改正前	
	上の付近に、手すりを設けること。		上の付近に、手すりを設けること。
9 敷地内の通路	現行のとおり	9 敷地内の通路	略
10 駐車場	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、<u>当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</u>ただし、車椅子使用者が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>ア <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</u></p> <p>イ <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車</u></p>	10 駐車場	<p>(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、<u>次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</u>ただし、<u>当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</u>その他の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号。以下「令和6年国土交通省告示第1072号」という。）に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ア <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</u></p> <p>イ <u>当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車</u></p>

改正後	改正前
<p>し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 当該アに規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p> <p>(イ) 当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数 (当該アに規定する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(イ)において同じ。) 及び当該アに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数 (当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用 駐車施設の総数) の合計数が、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該アに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数 (当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数) の合計数に50分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) 以上であること</p>	<p>施設の数に100分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数) に2を加えた数以上</p>

改正後		改正前	
	<p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</p> <p>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>		<p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</p> <p>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
11 標識	現行のとおり	11 標識	略
12 案内設備	現行のとおり	12 案内設備	略
13 案内設備 までの経路	現行のとおり	13 案内設備 までの経路	略
14 浴室及び	現行のとおり	14 浴室及び	略

改正後		改正前	
シャワー室		シャワー室	
15 洗面所等	現行のとおり	15 洗面所等	略
16 更衣室及び脱衣室	現行のとおり	16 更衣室及び脱衣室	略
17 宿泊施設の客室	現行のとおり	17 宿泊施設の客室	略
18 観覧席及び客席	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとすること。</p> <p><u>(1) 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてアに掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上のイに掲げる基準に適合する場所を設けること。</u></p> <p><u>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定めるものとすること。</u></p> <p><u>(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100以下の場合 2</u></p> <p><u>(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合 当該座席の数に50分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</u></p> <p><u>(ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端</u></p>	<p>不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとすること。</p> <p><u>(1) 車椅子使用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が200以下の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数) 以上、全席数が200を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数) に2を加えた数以上設けること。</u></p>	

改正後		改正前	
	<p><u>数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとすること。</u></p> <p><u>(ア) 幅は90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(ウ) 床は、平らとすること。</u></p> <p><u>(エ) 車椅子使用者のサイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。</u></p> <p><u>(オ) 同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接して設けること。</u></p> <p><u>(2) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設けること。</u></p> <p><u>(3) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</u></p>		<p><u>(2) 前号の観覧席又は客席は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして、次に掲げるものとすること。</u></p> <p><u>ア 幅は90センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>ウ 床は、平らとすること</u></p> <p><u>(3) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</u></p>
19 公共的通路	現行のとおり	19 公共的通路	略
20 光警報装置	現行のとおり	20 光警報装置	略

備考

1 この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。

備考

1 この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。

改正後		改正前	
2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	
別表第3 建築物に関する遵守基準（第11条関係）		別表第3 建築物に関する遵守基準（第11条関係）	
整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路等	現行のとおり	1 移動等円滑化経路等	略
2 出入口	現行のとおり	2 出入口	略
3 廊下等	現行のとおり	3 廊下等	略
4 階段	現行のとおり	4 階段	略
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	現行のとおり	5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	略
6 エレベーター及びその乗降ロビー	現行のとおり	6 エレベーター及びその乗降ロビー	略
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	現行のとおり	7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	略
8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）	8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には、段差を設けない

改正後		改正前	
<p>は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 次に掲げる建築物における<u>不特定多数利用</u>便所は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</p> <p>（ア） 病院又は診療所（入院施設のあるものに限る。）</p> <p>（イ） 診療所（入院施設のないものに限る。）のうち床面積の合計が<u>200</u>平方メートル以上のもの</p> <p>（ウ） 助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が<u>200</u>平方メートル以上のもの</p> <p>（エ） 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</p> <p>（オ） 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設</p> <p>（カ） 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設</p> <p>（キ） 学校その他これらに類する施設</p> <p>（ク） 車両の停留所又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</p>		<p>こととし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>（2） 次に掲げる建築物における前号の便所は、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</p> <p>ア 病院又は診療所（入院施設のあるものに限る。）</p> <p>イ 診療所（入院施設のないものに限る。）のうち床面積の合計が<u>500</u>平方メートル以上のもの</p> <p>（新設）</p> <p>エ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</p> <p>オ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設</p> <p>カ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設</p> <p>キ 学校その他これらに類する施設<u>又は幼稚園</u></p> <p>ク 車両の停留所又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの</p>	

改正後		改正前	
	<p><u>(ケ)</u> 自動車の停車のための施設又は自動車の停留のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)うち床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p> <p><u>(コ)</u> <u>自動車修理工場、自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(サ)</u> <u>自動車教習所のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(シ)</u> <u>給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ス)</u> 公衆便所</p> <p><u>(セ)</u> 区民会館、区民センター又は区立地区会館</p> <p><u>(ソ)</u> 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設(1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)その他これらに類する施設</p> <p><u>(タ)</u> 集会場・冠婚葬祭施設(すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。)のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>(チ)</u> 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p><u>(ツ)</u> <u>卸売市場のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(テ)</u> 飲食店のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>		<p><u>ク</u> 自動車の停車のための施設又は自動車の停留のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)うち床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ケ</u> 公衆便所のうち床面積の合計が50平方メートル以上のもの</p> <p><u>ヨ</u> 区民会館、区民センター又は区立地区会館</p> <p><u>サ</u> 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設等(すべての集会室の面積が200平方メートル以下のものに限る。)</p> <p><u>シ</u> 集会場・冠婚葬祭施設その他これらに類する施設(1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。)のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>ス</u> 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>セ</u> 飲食店のうち、床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p>

改正後	改正前
<p><u>(ト)</u> 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が<u>200</u>平方メートル以上のもの</p> <p><u>(ナ)</u> <u>一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</u> <u>うち床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(ニ)</u> ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>(ヌ)</u> 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>(ネ)</u> 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設</p> <p><u>(ノ)</u> 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>(ハ)</u> 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>(ヒ)</u> 料理店のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p><u>(フ)</u> <u>キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールのうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>ソ</u> 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち<u>床面積の合計が500</u>平方メートル以上のもの</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>タ</u> ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち<u>床面積の合計が1,000</u>平方メートル以上のもの</p> <p><u>チ</u> 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち<u>床面積の合計が1,000</u>平方メートル以上のもの</p> <p><u>ツ</u> 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設</p> <p><u>テ</u> 展示場又はこれに類する施設のうち<u>床面積の合計が1,000</u>平方メートル以上のもの</p> <p><u>ト</u> 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち<u>床面積の合計が1,000</u>平方メートル以上のもの</p> <p><u>ナ</u> 料理店のうち<u>床面積の合計が1,000</u>平方メートル以上のもの</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後		改正前	
	<p>(へ) 公衆浴場又はこれに類する施設のうち 床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(ホ) 事務所（他の施設に附属するものを除く。）のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</p> <p>(マ) 工場（自動車修理工場を除く。）又は これに類する施設のうち床面積の合計が 2,000平方メートル以上のもの</p> <p>(ミ) 公共用歩廊のうち床面積の合計が 2,000平方メートル以上のもの</p> <p>(ム) 地下街又はこれに類する施設のうち床 面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</p> <p>(メ) 複合施設のうち床面積の合計が2,000 平方メートル以上のもの</p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主とし て高齢者、障害者等が利用する階として除く ものは、次に掲げるものとすること。</p> <p>(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であつ て、不特定多数利用便所を1以上設ける施設 が同一敷地内の当該出入口に近接する位置 にあるもの</p> <p>(イ) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者 等（別表第1の1の部及び2の部の公共的施</p>		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三 複合施設のうち、床面積の合計が2,000平 方メートル以上のもの</p> <p>ヌ 共同住宅のうち、床面積の合計が1,000平 方メートル以上のもの（不特定かつ多数のもの のが利用し、又は主として高齢者、障害者等 が利用する居室等がある階に限る。）</p>

改正後	改正前
<p>設のうち高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第1号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあっては多数の者）（以下この項において「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>ウ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けること</p> <p>エ 不特定多数利用便所は、出入口及び床面に段差を設けないこととし、並びに床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>（2）前号の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げるアの場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使</p>	<p>（3）前号の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満の階を有する場合は、階の床面積の合計が1,000平方メートルに達するごとに1以上）。</p>

改正後	改正前
<p><u>用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げるイの場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の（ア）又は（イ）に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とすること。</u></p> <p><u>（ア）便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合、40,000平方メートル以下の場合</u></p> <p><u>2</u></p> <p><u>（イ）便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとすること。</u></p> <p><u>（ア）便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</u></p> <p><u>（イ）便所設置階の不特定多数利用便所に設け</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>るべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合</u></p> <p><u>(ウ) 次のA又はBに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該A又はBに定める場合</u></p> <p><u>A 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上 (当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上) に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</u></p> <p><u>B 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上 (当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上) に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</u></p> <p><u>(エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数 (その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数) (1,000平方メートル未満の便所設置階 (車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多</u></p>	

改正後		改正前	
	<p>利用便所のみを設けるものを除く。) の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数) にこの号本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数(イ(ア)に規定する施設がイ(ア)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合</p> <p>ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとすること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、<u>不特定多数利用便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上</u></p>		<p>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること</p> <p>(4) 前号に定めるもののほか、<u>第1号の規定により設ける便所のうち1以上(男子用及び女子</u></p>

改正後		改正前	
	<p>(男子用及び女子用の区別があるときは、それ ぞれ1以上)は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者 用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房 及び便所の出入口には、その旨の表示を行 うこと。</p> <p>(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配 置すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用するこ とができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利 用に適した構造を有するオストメイト対応汚 物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上 設け、当該便房及び便所の出入口には、その 旨の表示を行うこと。</p> <p>ウ 次に掲げる建築物で(ア)から(サ)までに ついては床面積の合計が200平方メートル以 上のもの、(シ)から(タ)までについては床面 積の合計が1,000平方メートル以上のもの、 (チ)については床面積の合計が2,000平方メ ートル以上のもの、(ツ)については区長が別 に定めるものの便所内に、ベビーチェアその 他の乳幼児を座らせることができる設備を 設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所 の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア) 病院、診療所、助産所、施術所その他 これらに類する施設</p> <p>(イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数</p>		<p>用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、 次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者 用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房 及び便所の出入口には、その旨の表示を行 うこと。</p> <p>(ア) 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置 すること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用するこ とができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利 用に適した構造を有するオストメイト対応汚 物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上 設け、当該便房及び便所の出入口には、その 旨の表示を行うこと。</p> <p>ウ 次に掲げる建築物で(ア)から(サ)までに ついては床面積の合計が200平方メートル以 上のもの、(シ)から(タ)までについては床面 積の合計が1,000平方メートル以上のもの、 (チ)については床面積の合計が2,000平方メ ートル以上のもの、(ツ)については区長が別 に定めるものの便所内に、ベビーチェアその 他の乳幼児を座らせることができる設備を 設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所 の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア) 病院、診療所、助産所、施術所その他 これらに類する施設</p> <p>(イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数</p>

改正後		改正前		
	<p>の者が利用する官公署</p> <p>(ウ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設</p> <p>(エ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設</p> <p>(オ) 学校</p> <p>(カ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）<u>その他これらに類する施設</u></p> <p>(キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>(ク) 飲食店</p> <p>(ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>(サ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設</p> <p>(シ) ホテル、旅館その他これらに類する施設</p> <p>(ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設</p> <p>(セ) 展示場又はこれに類する施設</p> <p>(ゾ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他</p>			<p>の者が利用する官公署</p> <p>(ウ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設</p> <p>(エ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設</p> <p>(オ) 学校</p> <p>(カ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設<u>その他これらに類する施設</u>（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）</p> <p>(キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</p> <p>(ク) 飲食店</p> <p>(ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>(サ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設</p> <p>(シ) ホテル、旅館その他これらに類する施設</p> <p>(ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設</p> <p>(セ) 展示場又はこれに類する施設</p> <p>(ゾ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他</p>

改正後		改正前	
	<p>これらに類する施設</p> <p>(タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下の中に限る。）</p> <p>(チ) 地下街又はこれに類する施設</p> <p>(ツ) 複合施設</p> <p>エ ウに掲げる建築物で(ア)から(タ)までについて床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(4) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p> <p>(5) <u>第2号又は第3号</u>の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。</p>		<p>これらに類する施設</p> <p>(タ) <u>公会堂及び</u>集会場・冠婚葬祭施設<u>その他これらに類する施設</u>（<u>1</u>の集会室の床面積が200平方メートル以下の中に限る。）</p> <p>(チ) 地下街又はこれに類する施設</p> <p>(ツ) 複合施設</p> <p>エ <u>前号</u>ウに掲げる建築物で(ア)から(タ)までについて床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(5) 前号アからエまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p> <p>(6) <u>第1号</u>の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。</p>

改正後		改正前	
	<p>イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。</p> <p>(6) <u>第2号又は第3号</u>の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。</p>		<p>イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。</p> <p>(7) <u>第1号</u>の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。</p>
9 敷地内の通路	現行のとおり	9 敷地内の通路	略
10 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 <u>(以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。)</u> を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。)が200以下のときは、当該駐</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。<u>ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</u> <u>その他の令和6年国土交通省告示第1072号に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。)が200以下のときは、当該駐</p>	

改正後		改正前	
	<p>車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上</p> <p><u>(2) 前号の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しないこと。</u></p> <p><u>ア 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下この項において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</u></p> <p><u>イ 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</u></p> <p><u>(ア) 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</u></p> <p><u>(イ) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式</u></p>		<p>車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上</p>

改正後		改正前	
	<p><u>駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数)及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。</u></p> <p><u>ウ 改修を行う場合であって、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合</u></p> <p><u>(ア) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次のA又はBに掲げる場合の区分に応じ、当該A又はBに定める数</u></p> <p><u>A 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数(当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このA及びBにおいて同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>B 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u></p> <p><u>(イ) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1</u></p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</p> <p>(4) <u>不特定多数利用</u>駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>		<p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</p> <p>(3) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する</u>駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに</p>

改正後		改正前	
	(5) 中規模建築物にあっては、前 <u>各</u> 号の規定は、適用しない。		適合すること。)。
11 標識	現行のとおり	11 標識	略
12 案内設備	現行のとおり	12 案内設備	略
13 案内設備 までの経路	現行のとおり	13 案内設備 までの経路	略
14 浴室及び シャワー室	現行のとおり	14 浴室及び シャワー室	略
15 宿泊施設 の客室	現行のとおり	15 宿泊施設 の客室	略
16 観覧席及 び客席	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとすること。</p> <p>(1) <u>アに掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上のイに掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を設けること。</u></p> <p><u>ア 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定めるものとすること。</u></p> <p><u>(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が400以下の場合 2</u></p> <p><u>(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、次に掲げるものとするこ</u></p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとすること。</p> <p><u>ア 車椅子使用者等のための観覧席又は客席を出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン(可視線)に配慮した位置に、当該観覧席又は客席の全席数が400以下の場合は2以上、全席数が400を超える場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上設けること。</u></p>	<p>イ <u>アの観覧席又は客席は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして</u>、次に掲げるもの</p>

改正後		改正前	
	<p>と。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 床は、平らとすること。</p> <p><u>(エ) 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。</u></p> <p><u>(2) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</u></p>		<p>とすること。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 床は、平らとすること。</p> <p><u>(エ) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。</u></p>
17 公共的通路	現行のとおり	17 公共的通路	略

備考

- この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。
- 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

別表第4から別表第11 現行のとおり

別表第12 集合住宅に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 特定経路等	現行のとおり
2 出入口	現行のとおり
3 廊下等	現行のとおり
4 階段	現行のとおり
5 階段に代	現行のとおり

備考

- この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。
- 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

別表第4から別表第11 略

別表第12 集合住宅に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 特定経路等	略
2 出入口	略
3 廊下等	略
4 階段	略
5 階段に代	略

改正後		改正前	
わり、又は これに併設 する傾斜路		わり、又は これに併設 する傾斜路	
6 エレベー ター及びそ の乗降ロビ ー	現行のとおり	6 エレベー ター及びそ の乗降ロビ ー	略
7 特殊な構 造又は使用 形態のエレ ベーターそ の他の昇降 機	現行のとおり	7 特殊な構 造又は使用 形態のエレ ベーターそ の他の昇降 機	略
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所は、<u>次に掲げるも</u> <u>のとすること。</u></p> <p>ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が 利用する便所の数は、多数の者が利用する階 (イに掲げる階を除く。) の階数に相当する 数以上設けること。</p> <p>(ア) 共同住宅のうち床面積の合計が1,000平 方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 長屋、寮又は宿舎のうち床面積の合計 が2,000平方メートル以上のもの</p> <p>イ アの多数の者が利用する階として除くも のは、次に掲げるものとすること。</p> <p>(ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であつ</p>	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合に は、出入口及び床面には、段差を設けないこと とし、並びに床面を粗面とし、又は滑りにくい 材料で仕上げること。</p> <p>(新規)</p>	

改正後		改正前	
	<p><u>て、多数の者が利用する便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</u></p> <p><u>(イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</u></p> <p><u>ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。</u></p> <p><u>エ 多数の者が利用する便所は、出入口及び床面に段差を設けないこととし、並びに床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>(2) 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち 1 以上（次に掲げるアの場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げるイの場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 当該階の床面積が 10,000 平方メートルを</u></p>		

改正後		改正前	
	<p>超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の（ア）又は（イ）に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とすること。</p> <p>（ア）便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合</p> <p>2</p> <p>（イ）便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p>イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとすること。</p> <p>（ア）便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</p> <p>（イ）便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合</p>		

改正後		改正前	
	<p><u>(ウ) 次のA又はBに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該A又はBに定める場合</u></p> <p><u>A 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</u></p> <p><u>B 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</u></p> <p><u>(エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）</u></p> <p><u>（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にこの号本文の規定</u></p>		

改正後		改正前	
	<p>により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ（ア）に規定する施設がイ（ア）に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合</p> <p>ウ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとすること。</p> <p>（ア）腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>（イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>（ウ）一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>（エ）車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。</p> <p>（3）前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1</p>		<p>（2）前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、</p>

改正後		改正前	
	<p>以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造等の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>（ア）腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>（イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>（ウ）車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく、かつ、利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>（4）前号ア及びイの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p> <p>（5）第1号の便所内に、車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それ</p>		<p>次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造等の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>（ア）腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>（イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>（ウ）車椅子使用者用便房は、車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく、かつ、利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>（3）前号ア及びイの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p> <p>（4）第1号の便所内に、車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それ</p>

改正後		改正前	
	<p>ぞれ1以上)は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。</p> <p>(6) 第1号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。</p>		<p>ぞれぞれ1以上)は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。</p> <p>(5) 第1号の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>イ アの規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。</p>
9 浴室及び シャワー室	現行のとおり	9 浴室及び シャワー室	略
10 敷地内の 通路	現行のとおり	10 敷地内の 通路	略
11 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。	11 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設(当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を除

改正後		改正前	
	<p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上</p> <p><u>(2) 前号の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しないこと。</u></p> <p>ア <u>多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</u></p> <p>イ <u>多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用す</u></p>		<p><u>く。）</u>を設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上</p>

改正後		改正前	
	<p><u>る駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</u></p> <p><u>(ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設かれていること。</u></p> <p><u>(イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数 (当該多数利用機械式駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数) 及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数 (当該多数の者が利用する駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数) の合計数が前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。</u></p> <p><u>ウ 改修を行う場合であって、次の (ア) 又は (イ) に掲げる場合の区分に応じ、当該 (ア) 又は (イ) に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合</u></p> <p><u>(ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次の A 又は B に掲げる場合の区分に応じ、当該 A 又は B に定める数</u></p> <p><u>A 当該改修に係る部分に設ける多数の</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このA及びBにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u></p> <p><u>B 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u></p> <p><u>(イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1</u></p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</p> <p>(4) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者</p>		<p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</p> <p>(3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者</p>

改正後		改正前	
	用駐車施設から各住戸までの特定経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。		用駐車施設から各住戸までの特定経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとすること（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。
12 標識	現行のとおり	12 標識	略
13 案内設備	現行のとおり	13 案内設備	略
14 案内設備 までの経路	現行のとおり	14 案内設備 までの経路	略
15 公共的通 路	現行のとおり	15 公共的通 路	略

備考

- この表は、多数の者が利用する部分について適用する。
- 特定経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。

別表第13 集合住宅に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 特定経路	現行のとおり
2 出入口	現行のとおり
3 廊下等	現行のとおり
4 階段	現行のとおり
5 階段に代 わり、又は これに併設 する傾斜路	現行のとおり

備考

- この表は、多数の者が利用する部分について適用する。
- 特定経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。

別表第13 集合住宅に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 特定経路	略
2 出入口	略
3 廊下等	略
4 階段	略
5 階段に代 わり、又は これに併設 する傾斜路	略

改正後		改正前	
6 エレベーター及びその乗降ロビー	現行のとおり	6 エレベーター及びその乗降ロビー	略
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	現行のとおり	7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	略
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</p> <p>（ア）同住宅のうち床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの</p> <p>（イ）長屋、寮、宿舎のうち床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの</p> <p>イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとすること。</p> <p>（ア）直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>（イ）多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階そ</p>	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 前号の便所のうち、多数の者が利用する利用居室を設ける場合には、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上設けること（住戸又は住室のみがある階及び滞在時間が短い利用居室を除く。）。</p>	

改正後		改正前	
	<p><u>の他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</u></p> <p><u>ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。</u></p> <p><u>エ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>(2) 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げるアの場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げるイの場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次の（ア）又は（イ）に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用</u></p>		<p><u>(3) 前号の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること（階の床面積の合計が1,000平方メートル未満の階を有する場合は、階の床面積の合計が1,000平方メートルに達するごとに1以上）。</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>する便所の数とする。</u></p> <p><u>(ア) 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合</u> 2</p> <p><u>(イ) 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合</u> 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</p> <p><u>イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとすること。</u></p> <p><u>(ア) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合</u></p> <p><u>(イ) 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合</u></p> <p><u>(ウ) 次のA又はBに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該A又はBに定める場合</u></p> <p><u>A 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階</u> 当該多数の者が</p>		

改正後		改正前	
	<p><u>利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</u></p> <p><u>B 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合</u></p> <p><u>(エ) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にこの号本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イ（ア）に規定する施設がイ（ア）</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合</u></p> <p><u>ウ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとすること。</u></p> <p>(ア) <u>腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</u></p> <p>(イ) <u>車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</u></p> <p>(3) <u>前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること。</u></p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>(ア) <u>腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</u></p> <p>(イ) <u>車椅子使用者が円滑に利用すること</u></p>		<p><u>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。</u></p> <p>(ア) <u>腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</u></p> <p>(イ) <u>車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</u></p> <p>(4) <u>前号に定めるもののほか、第1号の規定により設ける便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること。</u></p> <p>ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>(ア) <u>腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</u></p> <p>(イ) <u>車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</u></p>

改正後		改正前	
	<p>ができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(4) <u>第2号又は第3号</u>の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p>		<p>できるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>イ 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(5) <u>第1号</u>の便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。</p> <p>ア 小便器は、1以上を床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。</p>
9 洗面化粧台	現行のとおり	9 洗面化粧台	略
10 敷地内の通路	現行のとおり	10 敷地内の通路	略
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p>	11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設（当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を停車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を除く。）を設けること。ただし、床面積の合計が</p>

改正後		改正前	
	<p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上</p> <p><u>(2) 前号の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しないこと。</u></p> <p>ア <u>多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</u></p> <p>イ <u>多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合</u></p> <p><u>(ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられてい</u></p>		<p>1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上</p>

改正後		改正前	
	<p><u>ること。</u></p> <p><u>(イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数 (当該多数利用機械式駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数) 及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数 (当該多数の者が利用する駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数) の合計数が前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。</u></p> <p><u>ウ 改修を行う場合であって、次の (ア) 又は (イ) に掲げる場合の区分に応じ、当該 (ア) 又は (イ) に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合</u></p> <p><u>(ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合 次の A 又は B に掲げる場合の区分に応じ、当該 A 又は B に定める数</u></p> <p><u>A 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数 (当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この A 及び B において同じ。) が200以下の場合 当該駐車</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u></p> <p><u>B 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数</u></p> <p><u>(イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1</u></p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</p> <p>(4) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路についての誘導表示を設けること。</p>		<p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。</p> <p>(3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路についての誘導表示を設けること。</p>
12 標識	現行のとおり	12 標識	略
13 案内設備	現行のとおり	13 案内設備	略
14 公共的通路	現行のとおり	14 公共的通路	略

改正後	改正前
<p>備考</p> <p>1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。</p> <p>2 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号の規定の適用については、同号中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。</p> <p>2 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号の規定の適用については、同号中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。</p>